

20. 経済学部経済学科および経営学科の再入学等の 取扱いについて（お知らせ）

東北学院大学経済学部の組織改編による経済学部経済学科（夜間主コース）及び、同経営学科（昼間主コース、夜間主コース）の学生募集停止に伴う再入学等の申請要件、再入学者等に適用される学則並びに学科課程に関する平成21（2009）年度以降の取扱いについて（お知らせ）

学則第18条の2に定める再入学及び同第19条の2に定める年度を超えた復籍については、下記の通り取り扱うこととする。

記

- 1 再入学及び年度を超えた復籍を申請することができる者は、以下の2つの資格要件を満たさなければならない。
 - (1) 卒業に必要な年限が学則第3条の2第1項に定める最長在学年限を超えないこと。
 - (2) 卒業年限が平成27（2015）年度を超えないこと。
- 2 1に定める資格要件を満たさない者で、旧在籍学科が経済学部経済学科（夜間主コース）の退学者または除籍者は経済学部経済学科に、旧在籍学科が経済学部経営学科（昼間主コース、夜間主コース）または経済学部商学科（夜間主コースを含む）の退学者または除籍者は、経営学部経営学科に再入学または年度を超えた復籍を申請することができる。
- 3 再入学または年度を超えた復籍者に対して適用される学則並びに学科課程は以下の区分に従う。
 - (1) 1に定める資格要件を満たす再入学者及び年度を超えた復籍者には平成20（2008）年度入学生に適用される学則並びに学科課程を適用する。
 - (2) 2に定める再入学者及び年度を超えた復籍者には、再入学または年度を超えた復籍をした学科・学年に適用される学則並びに学科課程を適用する。
- 4 再入学及び年度を超えた復籍の許可は、申請先の区分により経済学部または経営学部の議を経て大学長がこれを行う。尚、当該申請者に対しては、当該学部教授会の判断により試験等を課することができる。

平成21（2009）年3月12日
東北学院大学

務部教務課に手続きを依頼するものとする。

(3) 早期卒業の申請が認められた者の卒業判定は、教授会がこれを行う。

(早期卒業申請の取り下げ)

第8条 早期卒業の申請が認められた者は、学部長の承認を得て、申請を取り下げることができる。

2 申請の取下げの申出は、卒業判定を行う教授会よりも十分に前の時期までになさなければならない。

3 申請の取下げを承認した場合、学部長は、最も近い期日に開催される教授会において報告するものとする。

(早期卒業時期の変更)

第9条 早期卒業の申請が認められた者のうち、3学年次の3月に卒業することを希望した者は、学部長の承認を得て、申請した早期卒業時期を変更することができる。

2 早期卒業時期を変更する申し出は、3学年次3月卒業の判定が行われる時期よりも十分に前の時期までになさなければならない。

3 早期卒業期の変更を承認した場合、学部長は、最も近い期日に開催される学部教授会において報告するものとする。

(早期卒業希望者の成績評価提出時期)

第10条 早期卒業を希望する者が第3学年次に履修した科目の成績評価は、卒業の判定に間に合う適切な時期までに、学務部教務課に提出しなければならない。

2 前項の適切な時期は、学務部教務課と協議して定めるものとする。

(事務取扱)

第11条 この細則において早期卒業を希望する者が提出することとされている書類、資料等は、学務部教務課を経て、学部長に提出するものとする。

(改廃)

第12条 この細則の改廃は、拡大教務委員会の承認を得、教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附 則

この細則は、平成26（2014）年4月1日から施行する。

附 則

1. 本細則は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。